平成２４年（フ）第１２５７号
広島市安佐北区亀崎２丁目15番１号
債務者　山下真知子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６４号
広島市安佐南区東原２丁目６番12―301号
債務者　南　　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１９号
福岡県小郡市三沢71番地10
債務者　園田　勝二
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６８号
北海道小樽市緑３丁目15番414号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目５番４号
債務者　井本　哲夫
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１７１号
北海道小樽市オタモイ３丁目12番226号　オタモイ西団地、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目37番26号　コーポ松ヶ丘102号
債務者　末政　由貴
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４６号
秋田県鹿角市十和田錦木字沢尻42番地４、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字下寄熊２番地２　７号住宅、前々住所秋田県鹿角市十和田岡田字下モ谷地70番地１
債務者　鎌田　正明
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第５２号
秋田県大館市比内町扇田字白砂108番地１、前住所埼玉県川口市上青木西４丁目25番21号レオパレス西川口第12―101号
債務者　熊田　善幸
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第５５号
秋田県大館市岩瀬字街道脇40番地１、前住所秋田県大館市片山字八坂17番地４
債務者　武田　佳子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第９８号
三重県名張市夏秋535番地23　夏秋ハイツＡ101号
債務者　藤岡　昌司
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４３８号
滋賀県栗東市下鈎1182番地１　103号、前住所滋賀県栗東市下鈎1673番地　104号
債務者　河野　恭徳
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５０号
大津市秋葉台４番20―307号、前住所大津市湖城が丘15番22号　湖城ヶ丘ハイツ７号館103
債務者　吉良　宣美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５１号
大津市秋葉台４番20―307号、前住所大津市湖城が丘15番22号　湖城ヶ丘ハイツ７号館103
債務者　吉良ゆかり
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５６号
京都市南区久世中久世町２丁目65番地　マンション千丈104号
債務者　福井　清正
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５７号
京都市南区久世中久世町２丁目65番地　マンション千丈104号
債務者　久松　桐子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２７号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目17番12号
債務者　花田　茂行
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３８号
兵庫県西宮市枝川町５番15―1101号
債務者　吉元　律子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番12―310号、前住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番５―604号
債務者　村田　　治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係